

重要事項説明書

特別養護老人ホーム グランパ・グランマ

当施設はご利用者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人酒田福祉会
- (2) 法人所在地 山形県酒田市駅東2丁目3番地の6
- (3) 電話番号 0234(23)1125
- (4) 代表者氏名 理事長 瀬尾 絹子
- (5) 設立年月日 平成29年4月14日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
- (2) 施設の目的 当施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご契約者（以下「入居者」）がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指します。
- (3) 運営方針 当施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するとともに、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。
- (4) 施設の名称 特別養護老人ホーム グランパ・グランマ
- (5) 施設所在地 山形県酒田市新橋3丁目1番地の1
- (6) 電話番号 0234(31)8255
- (7) 施設長氏名 瀬尾 有可
- (8) 開設年月日 令和3年4月1日
- (9) 入所定員 29人

3. 施設の概要

- (1) 敷地面積 3,967.92㎡
- (2) 延べ床面積 2,756.96㎡

- (3) 建物の構造 鉄骨造 2階建て 準耐火構造
- (4) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。
 【短期入所生活介護】 ショートステイ グランパ・グランマ 定員 10名
 【通所介護】 デイサービス グラン 定員 30名

4. 居室の概要

- (1) 居室等の概要
 当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	29室	1人部屋（ユニット型個室） ユニット1：9名 ユニット2：10名 ユニット3：10名 計3ユニット29室
共同生活室	3室	各ユニット1室
洗面設備	29室	居室毎に設置
便所	9室	1ユニット毎3室
浴室	1室	車椅子式入浴装置
医務室	1室	
機能訓練スペース	1室	
地域交流スペース	1室	

5. 職員体制

- (1) 職員の配置

職種	員数	
施設長(管理者)	1名	
医師	1名	
生活相談員	1名以上	
介護支援専門員	1名	
介護職員	10名以上	ユニットごとに常勤のユニットリーダーを1名配置
看護職員	1名以上	
機能訓練指導員	1名	
管理栄養士	1名	

- (2) 職務内容

①施設長（管理者）

職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

②医師（非常勤）

入居者の健康状態を把握し、診察、健康管理、保健衛生指導を行います。

③生活相談員

施設への入所申し込みに関する調整、入居者又は家族に対する相談援助を行います。

④介護支援専門員

施設サービス計画の作成、モニタリング等の介護支援業務を行います。

⑤介護職員

施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排泄をはじめ入居者の日常生活の介護、援助を行います。

⑥看護職員

入居者の診療の補助及び看護、健康管理、医師の指示に基づき医療処置を行います。

⑦機能訓練指導員

心身機能の維持、改善と生活再建のため、機能訓練や指導を行います。

⑧栄養士

栄養・健康状態・嗜好を考慮した献立の作成、栄養管理・指導等を行います。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

サービスの概要

①食事

- ・当施設では、栄養ならびに心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行います。
- ・生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。
- ・相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を摂っていただくよう支援します。
- ・食後、ならびに起床後と就寝前には、口腔ケア（歯磨きやうがい）の援助を行います。

②入浴

- ・身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入浴の機会を提供します。体調等により入浴できない場合は清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

・心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行います。おむつを使用せざるを得ない場合も、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えます。

④機能訓練

・心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を、機能訓練指導員により実施します。

⑤健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への援助

・日常生活における家事を、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行えるよう、適切に支援します。

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。

利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

（円／日）

利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①サービス利用料金	6,820	7,530	8,280	9,010	9,710
②うち、介護保険から 給付される金額	6,138	6,777	7,452	8,109	8,739
③サービス利用に係る 自己負担額（①-②）	682	753	828	901	971
④居住に要する費用 （居住費※）	2,066（R6.7.31までは2,006）				
⑤食事の提供に関する費用 （食費※）	1,680				
自己負担額合計（③+④+⑤）	4,428	4,499	4,574	4,647	4,717

※介護保険負担割合証が1割の場合です。

2割の方は③の金額が2倍に、3割の方は③の金額が3倍になり、合計額も変わります。

※居住費と食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。当施設の居住費と食費の負担額（日額）は、次のとおりです。

入院・外泊時は居住費を負担していただきます。

(※印の金額は令和6年7月31日までの金額) (円/日)

対象者		利用者負担区分	居住費	食費	
生活保護受給者		第1段階	880 (※ 820)	300	
世帯全員が 市民税非課税者	老齢福祉年金 受給者		第2段階	880 (※ 820)	390
	年金収入等※が 80万円以下の方			第3段階 ①	1,370 (※ 1,310)
	年金収入等※が 80万円超 120万円以下の方		第3段階 ②		1,370 (※ 1,310)
	年金収入等※が 120万円超の方	第4段階		2,066 (※ 2,006)	1,680
上記以外の方					

※年金収入等：公的年金等収入金額（非課税年金を含む）＋その他の合計所得金額

施設の体制によって加算される料金

算定要件を満たした場合にのみ加算されます。（自己負担額1割の場合）

(円/日)

初期加算	30
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46
看護体制加算（Ⅰ）イ	12
看護体制加算（Ⅱ）イ	23
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	46
夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ	61
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20/月
個別機能訓練加算（Ⅲ）	20/月
A D L維持等加算（Ⅰ）	30/月
A D L維持等加算（Ⅱ）	60/月
若年性認知症入所者の受入	120
精神科医師による月2回以上の療養指導の実施	5
外泊時費用	246
再入所時栄養連携加算	200/回
退所前訪問相談援助の実施	460
退所後訪問相談援助の実施	460
退所時相談援助の実施	400
退所前連携の実施	500
退所時情報提供加算	250
栄養マネジメント強化加算	11

経口移行の実施	28
経口維持加算 (Ⅰ)	400/月
経口維持加算 (Ⅱ)	100/月
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90/月
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	110/月
療養食の実施	6/回
配置医師緊急時対応加算 (時間外)	325/回
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間の対応)	650/回
配置医師緊急時対応加算 (深夜の対応)	1,300/回
看取り介護加算 (Ⅰ)	72/144/680/1,280
看取り介護加算 (Ⅱ)	72/144/780/1,580
在宅復帰支援機能	10
在宅・入所相互利用の実施	40
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	3/月
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13/月
排せつ支援加算 (Ⅰ)	10/月
排せつ支援加算 (Ⅱ)	15/月
排せつ支援加算 (Ⅲ)	20/月
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100/月
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200/月
自立支援促進加算	280/月
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	40/月
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	50/月
安全対策体制加算	20
退所時栄養情報連携加算	70/回
協力医療機関連携加算	50/月 (R7.3.31 までは 100/月) または 5/月
特別通院送迎加算	594/月
認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	150/月
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	120/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	10/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	5/月
新興感染症等施設療養費	240/日
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100/月
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10/月
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	合計単位数の 14.0%
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	合計単位数の 13.6%
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	合計単位数の 11.3%
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	合計単位数の 9.0%

(下記の6加算は、令和6年6月1日より上記4加算に一本化されます。)	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の8.3%
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	合計単位数の6.0%
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	合計単位数の3.3%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の2.7%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	合計単位数の2.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数の1.6%

(2) 介護保険の給付対象外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

サービスの概要と利用料金

①理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,600円～

②レクリエーション活動

ご利用者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

材料代等：実費

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。）

⑤居住費

安心して暮らすことのできる居住空間を確保できるように努めます。

料金：2,066円/日（負担限度額認定を受けている場合は認定証記載の負担限度額）

（※令和6年7月31日までは2,006円）

⑥食費

栄養ならびに心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

料金：1,680円/日（負担限度額認定を受けている場合は認定証記載の負担限度額）

外出・外泊・受診等による食事キャンセルの締め切りは前日9時までです。締め切り時間を過ぎた場合は食費を頂戴する場合があります。

⑦電気製品使用料

電気製品をご利用の場合にお支払いいただきます。

料金：1品目 1日につき55円（テレビレンタルの場合は1日につき220円）

(3) 利用料金のお支払い方法

サービスに関する利用料金は、1か月ごとに計算してご請求いたします。日常生活上必要となる諸費用実費と合わせた前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月13日頃までに発行

し、所定の方法により交付します。原則、その月の20日（金融機関が休日の場合はその翌営業日）に指定金融機関の口座から自動口座引落を行います。1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

7. 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、優先的な診療保証、入院治療を義務づけるものではありません。）

嘱託医師派遣医療機関

医療機関の名称(所在地)	しんばしクリニック（酒田市新橋3丁目1-38）
診療科	内科、外科、肛門外科

協力医療機関

医療機関の名称(所在地)	日本海総合病院（酒田市あきほ町30番地）
診療科	内科、外科、皮膚科、眼科など

協力医療機関

医療機関の名称(所在地)	本間病院（酒田市中町3丁目5-23）
診療科	内科、外科、泌尿器科

8. ご相談・苦情等の受付

①当施設におけるご相談や苦情は、以下の専用窓口で受け付けます。

（電話）0234-31-8255

（担当）生活相談員

（受付時間）平日 8:30～17:30

②行政機関その他苦情受付期間

・酒田市役所 高齢者支援課 介護給付係

（電話）0234-26-5363

（受付時間）平日 8:30～17:15

・山形県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口

（電話）0237-87-8006

（受付時間）平日 9:00～16:00

9. 看取り介護の提供

当施設で終末を迎えたいと希望される利用者は、医師が終末期と判断した上で、施設の看取り方針をお示しし、本人又は家族が同意された場合は施設での看取り介護を提供致します。

10. 施設の利用にあたっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者との共同生活の場として快適性・安全性を確保するため下記の事項をお守り下さい。

- ① 面会は、9時00分から19時00分までとする。
- ② 消灯時間は、20時00分とする。
- ③ 外出、外泊は、事前に施設長に許可を受けなければならない。
- ④ 飲酒は、施設長が時間と場所等を定めた範囲内で認めるが、敷地内を禁煙とする。
- ⑤ 火気の取り扱いに注意し、自炊、採暖器具の使用、就寝後の喫煙等をしてはならない。
- ⑥ 設備、備品の利用は、大切に扱うように努めること。
- ⑦ 所持品、備品等の持ち込みは、相談のうえ可能な限り認める。
- ⑧ 金銭、貴重品の管理は、原則として行わない。
- ⑨ 宗教活動は、禁止する。
- ⑩ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ⑪ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ⑫ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

11. 緊急時等における対応方法

入居者の病状の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、速やかに施設の医師との連携または協力医療機関との対応方法に則り適切に対応します。

12. 非常災害対策

当施設は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置について予め対策を立て、少なくとも年2回以上の入居者及び職員による夜間・昼間を想定した避難訓練を行います。また、可能な限り地域関係者と連携した訓練を行います。

13. 事故発生時の対応について

当施設は、ご利用者がサービスの利用中に事故（転倒による骨折や飲食中の誤嚥等）が発生した場合には、速やかに指定された緊急連絡先に事故発生時の経過及び状況説明を行い、直ちに適切な対応を講じます。また、行政機関に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じ、事故に際して行った処置を記録します。

サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。ただし、当施設に故意・過失がなかった場合はこの限りではありません。

利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

14. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- 成年後見制度の利用を支援します。

- サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

15. 身体的拘束等の防止

当施設では、利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、身体拘束を行っている期間中であっても定期的に見直しを行います。また、身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束の適正化のための対策を講じます。

16. 秘密の保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報を適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。利用終了後も同様の取扱いとします。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）